

消費者庁入札等監視委員会 第19回会議 議事概要

開催日及び場所	令和6年 7月 31日(水) 消費者庁 7-4会議室
委員	井手 秀樹 (慶應義塾大学名誉教授) 石川 純子 (消費者力支援研究所理事長) 竹内 啓博 (公認会計士)
議事	○公益通報者保護制度に関する動画、パンフレット、リーフレット、ポスターの制作業務 ○内部通報制度に関する意識調査 ○中央合同庁舎第4号館11階1113会議室及び1112控室の執務室化に伴う改修 ○令和5年度デジタル時代等における消費者取引対策を検討するための基礎調査 ○えん下困難者用食品における試験方法の妥当性等に関する調査研究事業 ○不当寄附勧誘防止法に係る周知・啓発等業務

○案件詳細	
【競争入札】 最低価格落札方式	契約件名：公益通報者保護制度に関する動画、パンフレット、リーフレット、ポスターの制作業務 契約相手：特定非営利活動法人リテル 契約金額：778,800円 契約日：令和5年10月25日 担当課：参事官(公益通報・協働担当) 説明内容：一般競争入札(最低価格)を実施したものの。
【競争入札】 最低価格落札方式	契約件名：内部通報制度に関する意識調査 契約相手：MMD Labo株式会社 契約金額：2,475,000円 契約日：令和5年11月8日 担当課：参事官(公益通報・協働担当) 説明内容：一般競争入札(最低価格)を実施し、変更契約のあったもの。
【競争入札】 最低価格落札方式	契約件名：中央合同庁舎第4号館11階1113会議室及び1112控室の執務室化に伴う改修 契約相手：有限会社南信堂 契約金額：7,920,000円 契約日：令和5年10月25日 担当課：総務課 説明内容：一般競争入札(最低価格)を実施し、1者応札となったもの。

<p>【競争入札】 総合評価落札方式</p>	<p>契約件名：令和5年度 デジタル時代等における消費者取引対策を検討するための基礎調査 契約相手：東京大学エコノミックコンサルティング株式会社 契約金額：12,850,200円 契約日：令和6年1月12日 担当課：取引対策課 説明内容：一般競争入札（総合評価）を実施し、1者応札となったもの。</p>
<p>【競争入札】 最低価格落札方式</p>	<p>契約件名：えん下困難者用食品における試験方法の妥当性等に関する調査研究事業 契約相手：広島県公立大学法人 契約金額：3,080,000円 契約日：令和5年10月10日 担当課：食品表示課 説明内容：一般競争入札（最低価格）を実施し、1者応札となったもの。</p>
<p>【競争入札】 総合評価落札方式</p>	<p>契約件名：不当寄附勧誘防止法に係る周知・啓発等業務 契約相手：株式会社大広 契約金額：24,200,000円 契約日：令和5年11月14日 担当課：消費者政策課 説明内容：一般競争入札（総合評価）を実施し、1者応札となったもの。</p>
<p>委員からの意見・ 質問 それに対する回答 等</p>	<p>別紙のとおり</p>

別紙

1. 公益通報者保護制度に関する動画、パンフレット、リーフレット、ポスターの制作業務	
入札金額が安価となっているが、利益を求めているNPO法人だからなのか。	理由は分からないが、消費者庁側で台本等を全て作成したことや、多岐にわたるコンテンツを作成できるスキルを持った職員がいるNPO法人が応札に参加したからではないかと考えられる。
今後、参考見積書を取得する際は要求する品質に応じて、中規模の事業者やNPO法人等からも取得する等、工夫をしていただきたい。	承知した。
2. 内部通報制度に関する意識調査	
変更契約書で増額となっている理由如何。	データのグラフ化作業は消費者庁側で行う予定であったが、事業者から見やすく短期間で作成できるとのことだったため、変更契約を行った。
参考見積書を提出した2事業者が入札に参加しなかった理由如何。	参考見積書の取得時点では参加の意思はあったが、その後落札の可能性が薄いと判断したのではないかと考えられる。
3. 中央合同庁舎第4号館11階1113会議室及び1112控室の執務室化に伴う改修	
1者応札になった理由如何。	4者程度の事業者にはアヒアヒ等を行い参考見積書も取得できたが、時期的に難しいと聞いていた。また改修工事といっても様々な項目があるため可能な事業者が限られてしまったと考えられる。
本改修工事においては、項目ごとに分割して随意契約を行ったとしても、コスト面を考えれば入札逃れにならないと思われる。	項目ごとに分割して随意契約を行うことも考えたが入札逃れと思われる可能性もあったため取りやめた。契約事業者は官公庁における本規模の改修工事は初めてのため、勉強も含めた価格と聞いており、金額は安価であったと考えられる。
仕様書内に「購入物品は全て新品とすること」とあるが、新品を指定する理由如何。	新規参加の事業者が粗悪な中古品を使用するリスクを懸念したため新品を指定した。コスト面を考えれば消費者庁側で転用可能な中古品等あれば使用することも考えられたが、今回はそれがなかった。

4. 令和5年度 デジタル時代等における消費者取引対策を検討するための基礎調査	
参考見積書を提出した事業者が入札に参加しなかった理由如何。	既に他の事業等を請け負っており、人的リソースが割けなかったためと聞いている。
本事業者と東京大学が利益相反していないか、教授が学内ルールを順守しているかを確認したうえで契約及び履行確認をしているのか。	然り。
5. えん下困難者用食品における試験方法の妥当性等に関する調査研究事業	
仕様書において市販食品 100 品程度を調査するとしているが、100 品程度であれば正当なデータが得られるのか。	えん下困難者用食品専門家の助言のもと、正当なデータが得られる数字として 100 品程度とした。
大学が入札に参加する場合は、人件費が基本的にかからないのだから、契約金額はもう少し安くなるのではないか。	経費の内訳の詳細まではわからないが、今後大学に参考見積書等をお願いする際は、依頼内容について詳細に確認したい。
6. 不当寄附勧誘防止法に係る周知・啓発等業務	
本契約は事業者向けだが、救われるべき消費者向けの啓発は行っているのか。	令和5年度においては、ポスターを作成し全国の消費生活センター等へ配布、YouTube への啓発動画掲載や電車内の動画放送等を行った。
業務の大半を再委託先が行っているが、これは再委託先が入札しても問題なかったのではないか。	本契約は本事業者の総括及び企画力が大きく、技術提案の段階でも再委託先を含めた組織体制で提案を受けており、再委託は問題ないと認識している。